

議案第10号

秋田県による記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択について

秋田県文化財保護条例（昭和五十年秋田県条例第四十一号）第三十三条第一項の規定により、次の無形民俗文化財を記録作成を講ずべき無形の民俗文化財に選択する。

名 称	所 在 地	保存団体
東由利のしめ張り	由利本荘市東由利	須郷集落、土場沢集落、 葎沢集落、高屋集落、 須郷田集落、五海保集落
湯沢市岩崎の鹿嶋まつり	湯沢市岩崎	末広町内会、栄町内会、 緑町内会

平成23年3月17日提出

秋田県教育委員会教育長 根 岸 均

理 由

第74回秋田県文化財保護審議会において、「東由利のしめ張り」、「湯沢市岩崎の鹿嶋まつり」の2件を秋田県による記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択することが適当であることの答申があった。この選択については秋田県教育委員会の議決を得る必要がある。

これがこの議案を提出する理由である。

ひがし ゆ り は 東 由 利 の し め 張 り

- | | | |
|-----------|---|--|
| 1 種 | 別 | 無形民俗文化財 |
| 2 名 | 称 | 東由利のしめ張り |
| 3 所 在 地 | | 由利本荘市東由利 |
| 4 保 護 団 体 | | 須郷集落、土場沢集落、 ^{むぐらさわ} 葎沢集落、 ^{こうや} 高屋集落、須郷田集落、五海保集落 |
| 5 説 明 | | |

集落の外から疫病や災厄が侵入することを防ぐために、集落の境に注連縄を張り渡す習俗を「道切り」「辻切り」などという。多くはワラで作られ、蛇をかたどったものである。

由利本荘市東由利の葎沢では、以前は小正月に行っていたが、現在は2月3日に近い日曜に、集落の境に立つ「じよ柱」と言われる門にワラで作った蛇を掛ける。この他にも、東由利の土場沢、高屋などでは、以前は8月17日前後に行っていたが、現在は集落の都合の良い日に行っている。館合では、平成3年頃まで集落の境に鬼の形を模したシメを掛ける行事を行っていたという。

行事の担い手は、本来男性だけだったようだが、現在は人手不足のため、女性も携わるようになっている。

由利本荘市東由利では、隣接する各地区ごとで道切りの習俗が行われていたうえ、魔よけの形にもそれぞれ特徴があり、境界意識を考える上で貴重である。

参考文献

嶋田忠一 「縄打ち—シメナワブチ—」 「伝承と文化」 第7号 35-40頁 平成3年(1991)9月25日
秋田県教育委員会 「サエの神行事—秋田県指定無形民俗文化財「上郷のサエの神行事」—」
平成5年(1993)3月30日



葎沢のしめ縄張り

ゆ ざ わ し い わ さ き か し ま 湯 沢 市 岩 崎 の 鹿 嶋 ま つ り

- | | | |
|-----------|---|-----------------|
| 1 種 | 別 | 無形民俗文化財 |
| 2 名 | 称 | 湯沢市岩崎の鹿嶋まつり |
| 3 所 在 地 | | 湯沢市岩崎 |
| 4 保 護 団 体 | | 末広町内会、栄町内会、緑町内会 |
| 5 説 明 | | |

関東地方から東北地方にかけて、集落を守る神のひとつに「人形道祖神」と呼ばれるものがある。秋田県内でも広く分布しており、集落によって名称や形態が異なる。多くはワラで作られ、県南部では、巨大化する傾向がある。

湯沢市岩崎の人形道祖神は、高さ4mほどの大きなワラの像で「カシマサマ」と呼ばれている。岩崎地区のうち、栄町、末広町、緑町でそれぞれ1体ずつ、疫病退散、豊作祈願を目的に作られる。以前はそれぞれの町内に立っていたが、明治初期に神社の境内などに立てられるようになった。人形を作り替える時期も時代とともに変化し、春と秋の2回作り替えていたこともあったが、現在は毎年4月に古くなった部分のワラのみを取り替える、衣替えが行われている。緑町のカシマサマは男の子の生まれなかった家の者が製作したと伝えられている。昭和初期にはカシマサマと共に大人や子どもが、念仏を唱えながら集落を練り歩いたという。

鹿嶋まつりの当日は、各家から一人ずつ人形作りに参加する。家順にその年の世話役が定められており、集落総出で人形作りが行われる。昼頃に完成すると簡単なお祝いをし、行事は終わる。

まとまった地域に、巨大な人形道祖神が複数作られる例は珍しく、笠をかぶっている人形の形態などにも特徴がある。

参考

湯沢市指定無形民俗文化財 鹿嶋まつり 平成3年(1991)3月

参考文献

神野善治『人形道祖神—境界神の原像—』白水社 118-122頁 平成8年(1996)10月20日



緑町のカシマサマ